

社会福祉法人 敬天会 役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人敬天会の理事、監事、評議員の報酬等について定める。

（定義）

第2条 この規程で役員とは理事及び監事を言い、役員等とは理事、監事、評議員を言う。

2 この規程で報酬等とは法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものをいう。

（評議員会等の出席報酬）

第3条 役員等が理事会あるいは評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 理事が法人または系列法人（医療法人惻隠会および株式会社娑羅樹）の施設等の職員である場合は、本条は適用しない。

（法人業務の報酬等）

第4条 役員等が理事会あるいは評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 理事が法人または系列法人（医療法人惻隠会および株式会社娑羅樹）の施設等の職員である場合は、本条は適用しない。

（旅費・宿泊費）

第5条 役員等の旅費、宿泊費は別表3により支払う。

（役員の報酬総額）

第6条 役員の報酬について、理事の報酬の年度総額は750,000円を超えない範囲とする。監事の報酬の年度総額は250,000円を超えない範囲とする。

（慶弔見舞金）

第7条 役員等の慶弔見舞金は別表4により支払う。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃には評議員会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は平成29年 6月17日より適用する。

2 この規程は令和 2年 4月 1日より適用する。

別表 1

	報酬額（日額）
評議員会出席費	15,000円
理事会出席費	15,000円

別表 2

	報酬額（日額）
評議員業務	15,000円
理事業務	15,000円
監事業務	15,000円

別表 3

	理事・監事・評議員	備 考
旅 費	実 費	マイカーを使用した場合は1 kmにつき10円
宿 泊 料	実 費	指定がない場合は20,000円を上限とする。

別表 4

	適 用 区 分	金 額
香 典	本人の死亡	10,000円
見 舞 金	入院7日以上の場合	10,000円
そ の 他	理事長が認める特別な場合	100,000円以内